

環水大水発第 1703311 号
平成 29 年 3 月 31 日

別記

環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室長

未査定液体物質の査定に係る実施要綱等の改正について（通知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 9 条の 6 第 3 項の規定に基づき環境大臣が行う未査定液体物質の査定に関しては、「未査定液体物質の査定の実施について」（平成 18 年 12 月 27 日付環地保発第 061227003 号）及び「未査定液体物質の査定に係る留意事項について」（平成 18 年 12 月 27 日付環地保発第 061227004 号）において、「未査定液体物質の査定に係る実施要綱」（平成 18 年 12 月 27 日付環境省地球環境局環境保全対策課）が示されているところです。

今般、当該実施要綱及び当該要綱の別紙 2 「未査定液体物質ガイドライン」を別添のとおり改正したため、査定が円滑に行われるよう会員への周知をお願いします。

なお、「未査定液体物質の査定に係る実施要綱」（平成 18 年 12 月 27 日付環境省地球環境局環境保全対策課）については、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止します。